

## 2010 年 労使協議・統一要求書に基づく交渉 開始

2月2日に法人より給与規則等の改正に関する協議の申し入れを受けました。2月8日の第1回目の労使協議において説明を受けた規則改定の骨子は以下の通りです。

### I【常勤職員給与規則改定】

- (1) **期末手当・勤勉手当の支給割合の改定**：特定管理職員と指定職適用職員について、現行では異なっている6月期と12月期の勤勉手当の割合を揃える(特定管理職:0.9月、指定職適用職員:0.8月)。
- (2) **超過勤務手当の支給割合の引き上げ**：月60時間を越える超過勤務に係る超過勤務手当を125%から150%に引き上げる(4月1日改正の労働基準法にあわせた改定)。

### II【日々雇用職員就業規則改定】

- (1) **期末手当・勤勉手当の支給割合の引き下げ**：現行4.42月(6月:2.11月、12月:2.31月)を4.15月(6月:1.95月、12月:2.20月)に引き下げる(常勤職員と同じ月数)。
- (2) **年次休暇の付与日数の改定**：週の所定勤務日数が4日以下の者の雇用に対応し、週の所定勤務日数に応じて年次休暇を付与するよう改定(週5日勤務の場合は変更なし)。

### III【再雇用職員就業規則改定】

- (1) **基本給月額額の減額**：事務職員・技術職員(1-3級)、医療職(1級)の全ての級において月300円の減額。
- (2) **期末手当の支給割合の引き下げ**：現行1.9月(6月期:0.9月、12月期:1.0月)を1.8月(6月期:0.8月、12月期:1.0月)に引き下げる。

### IV【外国人研究員就業規則改定】

- (1) **基本給月額額の減額**：新たに契約する外国人研究員から、基本給月額額を減額する(甲種:△3,000円、乙種:月額50万円以下は△1,000円、月額50万円以上は△2,000円)。

ポイントは大きく3点です。1点目は昨年の12月に実施された常勤職員の給与規則改定に合わせる形で、非常勤職員の給与規則改定を実施すること(Ⅱ-1、Ⅲ-1、Ⅲ-2、Ⅳ-1)、2点目は労働基準法が改正されることに対応した改定(Ⅰ-2)、3点目は就業規則が制定された段階では想定されていなかった状況(週4日以下の勤務形態など)への対応です(Ⅱ-2)。

代議員の方には事前に骨子の内容を伝えた上で、2月17日に代議員会を開催しました。今回の給与規則等改定のⅢ【再雇用職員就業規則改定】については、組合が2月2日に法人へ提出し、2月8日に交渉申し入れを行った統一要求書の内容とも重なる部分であり、この点については、今回の協議には応じず、交渉の中で議論を確認しました。

これを受けて、2月25日に法人との第2回労使協議を行い、Ⅰ-1、Ⅱ-2については了解し、Ⅱ-1、Ⅳ-1については反対の意見を表明しました。また、月60時間を越える超過勤務について、現在の三六協定(時間外労働および休日労働)の内容では、60時間を越えることはありません。この点について、法人からは、現行のままでは労働基準法に反してしまうために改定するもの(規則体系整備の観点)であり、三六協定と直接的に連動する改定ではないことが確認され、了解しました。

Ⅲに関して、組合は協議には応じず、統一要求書に基づき再雇用職員の賃金体系の見直しを求めましたが、法人からの回答は「再雇用職員の賃金体系について、現時点での見直しは考えていない」という主張であり、両者の意見は平行線のままでした。今後とも粘り強く交渉していきますので、何かアイデア等がありましたら代議員または執行委員へご連絡下さい。

2010 年 2 月 8 日

京都工芸繊維大学  
学長 江島 義道 殿

京都工芸繊維大学職員組合  
執行委員長 森本 一成

### 交渉申し入れ

日頃より京都工芸繊維大学の教育・研究の発展と教職員の労働条件改善のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、2月2日に提出いたしました統一要求書に基づき、交渉を申し入れます。

以上

### 統一要求書

#### A. 勤務時間・給与等に関して

- (1) 再雇用職員の賃金の見直しを要求します。
- (2) 非常勤職員への期末手当に相当する給与を要求します。
- (3) 夏季一斉休業において全教職員が休暇となるような措置を要求します。
- (4) 創立記念日を休日とするよう要求します。
- (5) 業務の特殊性や困難性に応じた業務調整手当(有資格者業務手当等)の新設を要求します。
- (6) 産前休暇の要求

#### B. 制度に関して

- (1) 保育室・保育者の確保の要求
- (2) 昇格に関して
- (3) 定年制について
- (4) 全構成員を対象とするメンタルヘルス支援体制の要求

#### C. 職場環境に関して

- (1) 研究室のネームプレート
- (2) 廊下の電灯
- (3) バイク駐車場の台数増加

#### D. 過半数組合である本組合の位置付けに関して

- (1) 時間的余裕をもった職員組合承諾が必要な書類や意見書のやり取り実施を要求します。
- (2) 新規採用教職員への辞令交付・就業説明日における組合説明時間の確保の継続  
(詳細内容については職組ニュース第40巻第1号に記載しています)